

市第72号議案

横浜市公害健康被害認定審査会条例の一部改正

横浜市公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

横浜市公害健康被害認定審査会条例（昭和49年8月横浜市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第45条第4項」を「第45条第3項」に改める。

第9条を第10条とし、第3条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（組織）

第3条 審査会は、委員15人以内をもって組織する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、横浜市公害健康被害認定審査会の組織に関する規定の整備等を図るため、横浜市公害健康被害認定審査会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公害健康被害認定審査会条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 45 条第 3 項
第 45 条第 4 項の規定に基づき、横浜市公害健康被害認定審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 3 条 審査会は、委員 15 人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第 4 条 （本文省略）
第 3 条

（会長及び副会長）

第 5 条 （本文省略）
第 4 条

（会議）

第 6 条 （本文省略）
第 5 条

（部会）

第 7 条 （本文省略）
第 6 条

（関係者の出席等）

第 8 条 （本文省略）
第 7 条

（庶務）

第 9 条 （本文省略）
第 8 条

（委任）

第 10 条 （本文省略）
第 9 条